

各所属長殿

女性研究者・医師支援センター長 嶋 緑倫

令和3年度下半期研究支援員配置希望者の募集について

このことについて、妊娠・出産、育児、不妊治療、介護等のライフイベントが原因で、一定期間、研究時間が十分に確保できない女性研究者・医師を対象に、研究活動の継続と研究の機会を保障するため、当該研究者の研究活動を補助する研究支援員（以下「支援員」という。）を配置する「研究支援員配置制度」を実施しています。

つきましては、下記により、支援員の配置希望者を募集しますので、該当する支援員配置対象者に周知くださるようお願いいたします。

記

1 支援員配置対象者（※貴所属における対象者については別紙1を参照）

本学に所属する常勤の女性の教員（教授、准教授、講師、助教）、診療助教、研究助教及び常勤（週5日勤務）の病院助教で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者

- (1) 妊娠から出産までの期間の者（原則として出産による特別休暇中の者を除く）
- (2) 子育て中で小学校6年生までの子供を自身で主に養育している者（原則として出産による特別休暇又は育児休業中の者を除く）
- (3) 要介護者・要看病者である家族を自身が主に介護・看病している者
- (4) 不妊治療中の者

2 支援内容

ライフイベントが原因で研究支援が必要な女性教員等の研究補助業務

3 支援期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日

4 支援員配置申請書の提出

支援員の配置を希望する者は、所属長の承認を得た上で申請書を提出してください。

○提出期限：令和3年8月17日（火）正午

○提出先・担当：女性研究者・医師支援センター 森田・津崎（内線2525）
大学本部棟郵便BOX可

5 留意事項

○本件に関するご相談・ご質問は、女性研究者・医師支援センター マネージャー 須崎康恵まで
お願いします。

○研究支援員配置申請書（女性研究者・医師研究活動支援事業規程 別紙様式1）は、学内専用ホームページ>女性研究者・医師支援センター>女性研究者研究支援員配置希望者の募集に掲載しています。

○支援員配置事業の概要は、別紙2をご参照ください。

【研究支援員配置事業の概要】**(1)趣旨**

妊娠・出産、育児、不妊治療、介護等のライフイベントが原因で、一定期間、研究時間が十分に確保できない女性研究者・医師に対し、当該研究者の研究活動を補助する研究支援員（以下「支援員」という。）を配置することで、研究活動の継続と研究の機会を保障し、本学における研究活動の一層の活性化を目指す。

(2)支援対象者 [事業規程第2条]

本学に所属する常勤の女性の教員（教授、准教授、講師、助教）、診療助教、研究助教及び病院助教で、以下の者を支援対象とする。なお、研究支援員配置期間の上限は、原則として延べ5年とする。

- ① 妊娠から出産までの期間の者（原則として出産による特別休暇中の者を除く）
- ② 子育て中で小学校6年生までの子供を自身で主に養育している者
（原則として出産による特別休暇又は育児休業中の者を除く）
- ③ 要介護者・要看病者である家族を自身が主に介護・看病している者
- ④ 不妊治療中の者

(3)支援内容・支援期間 [事業規程第3条・5条]

- ①支援内容 支援員を配置し、当該支援員にライフイベントが原因で研究支援が必要な支援対象者の研究補助業務を行わせる。支援時間は1週間あたり20時間以内。

ただし、利用者が職員の出産の場合の特別休暇又は育児休業中であって、20時間を超える研究支援員の配置が必要である場合は1週間あたり38時間45分以内。

- ②支援期間 当該年度内で最長6月間。

ただし、現在支援を受けている者及び過去に支援を受けたことのある者の再申請に対する支援期間については、同一年度内で、既に決定された支援期間と通算し最長12月間。

(4)支援員の配置決定手順 [事業規程第4条・5条]

- ①女性研究者・医師支援センター（以下「センター」という。）で、定期的に、支援事業の利用者の募集を実施。
- ②希望者は所属長の承認を得て「（別紙様式1）研究支援員配置申請書」により申請。
- ③センター運営委員会（以下「委員会」という。）で必要性、緊急性、支援業務の具体性などの観点から、支援員の配置の要否、優先順位等を審査。必要に応じ、申請者、所属長等からの意見聴取を実施。
- ④当該審査結果に基づき、理事長が予算の範囲内で支援期間、支援内容等を決定し、申請者に通知。

(5)支援員の募集方法 [事業規程第6条、人材バンク運営要綱第2条・6条]

支援員は、本学ホームページ、センターで管理する人材バンク（支援員として雇用されることを希望する者について、連絡先等をあらかじめ登録）に登録された者への情報提供等により、学内外に公募。

(6)支援員の選考方法 [事業規程第6条]

書類及び面接による選考を行う。その際、支援決定者、教室主任等も選考に参加し意見等を述べるができるものとする。

(7) 支援員の採用 [事業規程第6条、労働条件等の取扱要領]

- ①身分 教室職員
- ②所属 センター
- ③配属先 基本、センターに配属。ただし、必要に応じ、支援決定者の所属所等でも業務を行う。
- ④勤務時間 原則、平日の8時30分から17時15分まで（うち休憩時間60分）の7時間45分、1週間あたりの上限は38時間45分以内。
- ⑤本学大学院生が支援員になる場合の特例
 - (ア) 本学大学院生を採用するに際しては、センター長は、あらかじめ当該大学院生の在籍する課程の学事を司る大学院医学研究科博士課程委員会、大学院医学研究科修士課程委員会又は大学院看護学研究科修士課程委員会への意見聴取を行うと共に、研究部長及び当該大学院生の在籍する専攻課程の主科目研究指導教員（複数いる場合は、最も職位の高い者）の承認を得る必要がある。
 - (イ) 勤務時間は1週間あたり20時間以内。
なお、当該大学院生が、本学のTA又はRAに雇用されている場合は、当該者に係る勤務時間は、TA又はRAに係る勤務時間と研究支援員に係る勤務時間を通算し、1週間あたり20時間を超えないものとする。
- ⑥給与 賃金、通勤費、超過勤務手当を支給します。
なお、賃金については、支援員に求められる学歴、資格、技能、業務の難易度等に応じ、別表のとおりとする。

(8) 支援事業利用者からの報告 [事業規程第7条]

支援事業利用者は、支援期間中、支援員の支援により行った研究活動状況等について、月次報告を行うと共に、支援期間終了後、実績報告を行う必要がある。

(9) 個人情報の取扱い [事業規程第9条、人材バンク運営要綱第7条]

個人情報の取扱いについては、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日奈良県条例第32号）に基づき取り扱う。

(10) 支援の中止、人件費の返還請求等 [事業規程第10条]

支援事業利用者が関係規程等に違反した場合、理事長は、支援員による支援の中止、当該利用者に対する支援員の雇用に要した人件費の返還請求等、必要な措置を講じる。

(注) 関係規程の名称は、それぞれ下記の略称により表記。

- 奈良県立医科大学女性研究者・医師研究活動支援（研究支援員配置）事業規程 → 事業規程
- 奈良県立医科大学女性研究者・医師研究活動支援（研究支援員配置）事業・人材バンク運営要綱 → 人材バンク運営要綱
- 女性研究者・医師支援センターで雇用する研究支援員に係る服務規律・労働条件等の取扱要領 → 労働条件等の取扱要領

別表

業務内容	時給額 (円)	適用基準
特に高度な知識又は技術を必要とする研究の支援業務	1,500	<p>支援業務で求められる特に高度な知識又は技術を有すると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>①支援業務に関係する分野の大学院博士課程修了者で、博士号の学位を有する者</p> <p>②大学、研究機関等において、相当期間、助教以上の職位にある又はあった者</p> <p>③高度な機器の取り扱いの実績があり、論文作成や競争的研究資金等の申請書類作成について相当の実績がある者</p> <p>④上記①、②又は③に相当すると女性研究者・医師支援センター長（以下、センター長という。）が認める者</p>
高度な知識又は技術を必要とする研究の支援業務	1,300	<p>支援業務で求められる高度な知識又は技術を有すると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>①支援業務に関係する分野の大学院博士課程修了者で、博士号の学位を有しない者</p> <p>②大学、研究機関等において、相当期間、助手以上の職位にある又はあった者</p> <p>③高度な機器の取り扱いの実績がある者</p> <p>④上記①、②又は③に相当するとセンター長が認める者</p>
知識又は技術を必要とする研究の支援業務	1,100	<p>支援業務で求められる知識又は技術を有すると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>①支援業務に関係する分野の大学院修士課程修了者</p> <p>②支援業務に関係する分野の大学院博士課程又は修士課程在学者</p> <p>③大学、研究機関等において、相当期間、研究活動に従事している又はしていた者</p> <p>④上記①、②又は③に相当するとセンター長が認める者</p>

現在の主な研究活動内容と過去3か年の研究等の業績

○現在の主な研究活動内容

研究テーマ、研究目的・意義、研究目的を達成するための研究計画・達成目標等に関し、具体的に記載してください。

○過去3年における研究業績

著書	(区分)	欧文	和文	論文	(区分)	欧文	(内1st Author)	和文	(内1st Author)
	単著				原著				
共著			総説						
編著			その他						
分担執筆									

学会発表	(区分)		国際学会	(内、筆頭発表者)	国内学会	(内、筆頭発表者)
	特別講演					
	シンポジウム					
	パネルディスカッション、ワークショップ等					
	一般講演					

○過去3か年における文部科学省科学研究費補助金等、研究補助金・助成金等の獲得状況

補助・助成 年度・期間	補助・助成 事業名	所轄省庁・団体等の 名称	研究課題名	代表・分担 研究者の別	補助・交付金 総額(千円)

<p>研究支援員 に求める 支援業務内容</p>	<p>希望する研究支援業務の内容をできるだけ詳細に記載してください。</p>
<p>研究支援員を 配置することの必 要性と 配置することによ り見込まれる 研究推進効果</p>	<p>研究支援員を配置することで研究活動の継続等の困難さがどのように軽減され、それにより現在取り組んでいる研究が研究支援員が配置されない場合に比べ、どれくらいの進捗が見込まれるのか等、できるだけ具体的に記載してください。</p>

<p>支援希望期間</p>	<p>支援期間は最長6月間です。それ以上の期間を希望する場合は、次回応募時に再申請してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>支援希望時間数</p>	<p>支援が可能な時間数は、1週間あたり20時間が上限です。</p> <p style="text-align: center;">1週間あたり 時間</p>
<p>希望曜日・時間</p>	<p>申請時点での希望曜日及び時間帯を記載してください。時間帯は、8:30～17:15の間で希望する時間帯を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">月・火・水・木・金 【 時 分 ～ 時 分 】</p>
<p>研究支援員に必要な知識、資格、技能等</p>	<p>希望する支援業務を研究支援員が行う場合に必要な知識、資格、技能等があれば、記載してください。</p>
<p>支援業務の難易度</p>	<p>支援業務を研究支援員が行う場合に見込まれる難易度に関し、下記の該当する項目に○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に高度な知識又は技術を必要とする。 ・ 高度な知識又は技術を必要とする。 ・ 知識又は技術を必要とする。
<p>申請者の所属長による承認</p>	<p>申請書内容を確認の上、所属長本人が自署・押印してください。 なお、申請者が所属長本人である場合は、関係する教育部長の承認を得てください。</p> <p>現在、申請者が研究活動を継続する、あるいは、研究時間を確保することは、申請書に記載されているとおり非常に困難な状況であり、研究支援員を配置することで、その困難な状況が解消され、研究活動の更なる進展が期待できますので、申請者が本書のとおり申請することを承認します。</p> <p>所属:.....</p> <p>職名:.....</p> <p>氏名:..... 印</p>